

2) 適正な表示の確保

①関係法令に基づく食品表示の監視指導

現状と課題

- 食品の表示は、消費者が安心して食品を選択するために必要な情報源となっており、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、食品衛生法、健康増進法、計量法等関連法令により、表示すべき事項や内容が、具体的に細かく規定されています。
- 関係法令が多岐に渡っていることや、頻繁に制度が改正されることから、消費者や製造・販売事業者等にとっては、表示すべき事項がわかりづらいものとなっています。
- 商品のPRとして、あらゆる表現力を駆使し販売企画を立てることは大切ですが、一方で、事実を偽ったり誇張した表示により、消費者に誤認を与えるケースもみられます。また、昨今の健康ブームによって、健康保持増進効果等に関する虚偽誇大な広告等の事例もあります。
- 今後は、関係部局がさらに連携を深め、製造・販売事業者等に対する効率的な点検や指導を行うことにより、食品表示の適正化を推進し、消費者の食品に対する安心・信頼を高める必要があります。

事業・取組の方向

- ① 食品表示に関する関係部局や関係機関と連携し、製造・販売事業者等に対するモニタリング調査等を通じて、表示に対する点検・指導を実施します。
- ② 製造・販売事業者等が関係法令の理解を深め、適正な食品表示ができるよう食品表示研修会等を実施します。
- ③ 消費者グループ等から推薦された方を「食品表示ウォッチャー」に委嘱し、消費者の日常の購買行動を活用したモニタリングと、不適正な食品表示に関する情報収集を通じて、食品表示適正化の推進を図ります。
(園芸流通課)
- ④ 販売する食品に、健康の保持増進効果等に関して虚偽誇大等の不当な表示や広告を行う者に対して、適正な表示を行うよう指導します。
(県民生活課、食品・衛生課、高知市保健所)

推進目標

項目	現状値(平成17年度)	目標値(平成23年度)
食品衛生監視指導計画の監視指導達成率	100%	100%
関係機関による合同の食品表示監視指導	2回	10回
関係機関による合同の食品表示研修会	2回	6回
食品表示ウォッチャーの数	20名	20名

【担当課】食品・衛生課、県民生活課、園芸流通課、畜産振興課、木材産業課、水産振興課、高知市保健所

1) 生産から販売に至る監視、指導及び検査体制の整備

③食品等の検査及び検査体制の充実

Ⅰ 流通食品の検査

現状と課題

- 食品衛生監視指導計画に基づき、流通段階の食品を収去又はモニタリング検査により、食品の残留有害物質や食品添加物、残留農薬等の検査を実施しています。
輸入食品が年々増加する中、検疫所で検査していても残留農薬など食品衛生法違反がみられ、県内産・国内産食品のみならず、輸入食品についても検査する必要があります。
- 食用としてと畜場に搬入された家畜は、食肉検査により合格したもののだけが食肉として流通し、食用となる牛全頭についてBSEスクリーニング検査を実施しています。
- アレルギー物質を含む食品による健康被害の発生を防ぐために、食品製造施設等に対する表示指導とともに、アレルギー物質検査を実施しています。
- 試験検査の精度管理を徹底し、検査の信頼性の確保に努める必要があります。



細菌検査

【平成17年度食品検査】

農産物残留農薬検査	112
食品添加物検査	80
遺伝子組換え・アレルギー物質検査	10
流通食品等の細菌検査	3,007
抗生物質等の有害物質残留調査	262
BSE検査	4,859
(再掲)輸入食品の残留農薬、食品添加物検査	(25)
合計	8,330

事業・取組の方向

- ① これまでに実施した検査状況や最新の情報を考慮して、計画的に食品の検査を実施し、その検査結果を公表します。
- ② 県内に流通する食品(輸入食品含む)について、食品の残留有害物質や食品添加物等の検査を実施し、残留基準や食品等の規格基準に適合しない食品の流通を排除します。
- ③ アレルギー物質含有食品や遺伝子組換え食品の検査を実施し、表示内容と異なる検査結果の場合は、食品製造業者等に対して立入調査や指導を行います。
- ④ 食肉の安全性を確保するため、と畜場等において食肉検査を実施し、疾病の排除及び食肉衛生の向上に努めます。
- ⑤ 信頼性の高い検査を迅速に行うため、衛生研究所、各保健所、食肉衛生検査所等の精度管理を徹底します。
- ⑥ 食品関連事業者は、自らの食品の安全確保への取組として、食品検査センター等による自主検査の実施に努めます。



理化学検査

推進目標

項目	現状値(平成17年度)	目標値(平成23年度)
食品衛生監視指導計画に基づく食品の検査率	100%	100%
と畜場に搬入される牛に対して定めるBSE検査率	100%	100%

【担当課】食品・衛生課、高知市保健所

【貝毒の危険防止対策】

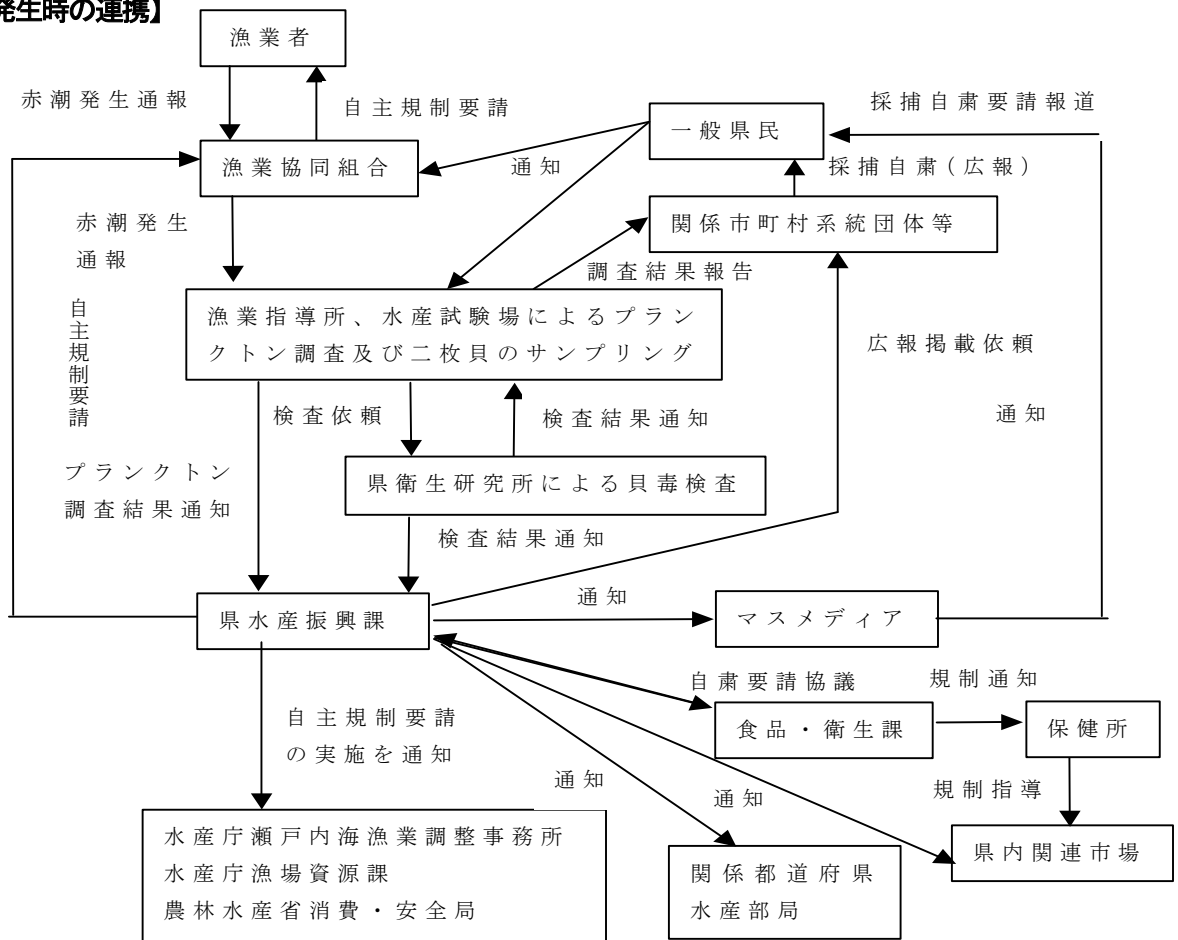
現状と課題

- 須崎湾、野見湾、浦ノ内湾及び浦戸湾における貝毒プランクトンの発生を監視するとともに、貝毒検査を実施することにより貝類（主にアサリ）の食品としての安全性の確保に努めています。
- アサリの採捕は漁業者のみならず、一般県民も行っていることから、貝毒発生時には、関係漁業協同組合のみならず一般県民に対し採捕自粛などの情報提供を迅速に行う必要があります。

事業・取組の方向

- ① 貝毒プランクトン調査及び貝毒検査について、関係機関と連携を図りながら消費者の食の安心・安全の確保に努めます。
- ② 貝毒発生時には、関係漁業協同組合及び一般県民に採捕自粛などの情報提供を迅速に行うことで消費者の食の安心・安全の確保に努めます。

【貝毒発生時の連携】



推進目標

項目	現状値(平成17年度)	目標値(平成23年度)
貝毒発生時等における一般消費者等への迅速な情報提供の実施	迅速な貝毒情報の提供による消費者の食の安心・安全の確保	迅速な貝毒情報の提供による消費者の食の安心・安全の確保

【担当課】水産振興課、研究開発課

1) 生産から販売に至る監視、指導及び検査体制の整備

③食品等の検査及び検査体制の充実

7 生産出荷段階における農畜水産物の検査

【農産物の残留農薬検査】

現状と課題

- 近年、無登録農薬の使用問題の発生や、輸入農産物から基準値を超える残留農薬の検出などにより、農薬の使用や残留農薬に対する消費者の不安が広がっています。
- 農薬の適正使用を監視するとともに、県産農産物の信頼性を高めるため、県と農業団体ではそれぞれ生産出荷段階における農産物の残留農薬検査を実施しています。
- 平成 18 年 5 月から残留農薬のポジティブリスト制度が導入され、これまで残留基準が設定されていなかった農薬等についても、一定量以上含まれる農産物の流通が禁止されるなど規制が強化されており、消費者の食への安全・安心のニーズに応えるには、生産者サイドの自主的な残留農薬検査の一層の充実が求められています。

事業・取組の方向

- ① 県では、県内青果市場や直販所における出荷段階の県産農産物の残留農薬検査を実施し、その検査結果を公表します。
- ② 農業団体では、農薬など生産履歴の記帳と併せ、自主検査による出荷前の自主的な農産物の残留農薬検査を実施し、安全性を確認します。

推進目標

項 目	現状値(平成 17 年度)	目標値(平成 23 年度)
生産・出荷段階での検査数	県 200 検体	県 200 検体
	農協 2,000 検体	農協 2,000 検体

【担当課】環境農業推進課

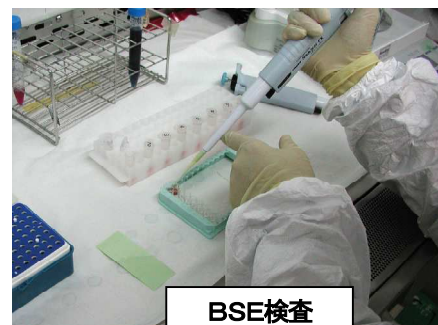
【BSE 検査】

現状と課題

- 県内の牛における B S E の浸潤が完全に否定できないことから、その浸潤状況を把握し、生産現場での感染経路の解明と根絶が必要です。

事業・取組の方向

- ① 24 ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、B S E 検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努めます。



推進目標

項 目	現状値(平成 17 年度)	目標値(平成 23 年度)
B S E 検査	208 頭	死亡牛全頭

【担当課】畜産振興課